



令和元（2019）年度

新商品等調達・販路開拓支援事業（レッツ Buy とちぎ）の募集

レッツ Buy とちぎとは…？

★新規性の高い優れた新商品又は新役務（以下「新商品等」という。）で新たな事業分野の開拓に取り組む県内中小企業者を支援します。

- ・県の各機関が随意契約により当該新商品等の調達を可能とする*ことにより、新商品等の調達機会の拡大を図ります。（※県での購入を確約するものではありません。）
- ・当該新商品等を県ホームページやリーフレット、展示・商談会、トライアル発注全国ネットワーク等によって広くPRすることにより、販路拡大を図ります。

募集期間

令和元（2019）年5月21日（火）～6月28日（金）（必着）

対象者

県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者で
県内で対象商品等を生産・提供する者 又は 開発した者。

対象商品

- ・認定対象商品（随意契約及びPRの対象となる商品）
販売又は提供開始後5年以内の新商品又は新役務で、県の機関の用途が見込まれる物品又は役務
- ・推奨対象商品（随意契約の対象とならないが、PRの対象となる商品）
販売又は提供開始後5年以内の新商品又は新役務で、認定対象商品以外のもの

注1 医薬品、防災用品以外の食料品は、対象となりません。

注2 「推奨対象商品」が知事が指定した日から3年以内に県の機関において用途が見込まれるものとなった場合は、「認定対象商品」として取扱います。

裏面へ

審査基準

次の基準のすべてに適合する必要があります。

- (1)新規性 既存のものと異なる新規性・独自性が認められるもの
- (2)有益性 技術の高度化や経営能率の向上、住民生活の利便の増進に寄与するもの
- (3)実現性 商品の生産方法や実施に必要な資金の額、その調達方法が適切なもの
- (4)公益性 認定に係る実施計画が公序良俗・関係法令に反していないもの

審査委員会

- ・経営・技術に関する専門家等で構成する「事業可能性評価委員会」で審査を行います。
- ・審査は、申請書類の内容及び申請者のプレゼンテーションにより行います。
(※日程未定。決定次第、申請者宛て別途通知します。)

有効期間

- ・決定の日から3年を経過した年度末まで

(例) 決定日：令和元(2019)年9月1日→有効期間：令和元(2019)年9月1日～令和5(2023)年3月31日

- ・有効期間が満了した商品については、申請により、更に2年間まで有効期間を延長することができます。ただし、延長後は、すべて「推奨商品」として取扱われます。

応募方法

下記ホームページから申請書をダウンロードし、必要書類を添付のうえ郵送又は持参により提出してください。

http://www.pref.tochigi.lg.jp/f02/work/shoukougyou/chuushou/letsbuy_gaiyou.html

【応募・問合せ先】

栃木県 産業労働観光部 工業振興課 地域産業担当（担当：沼尾）

〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20

TEL : 028-623-3198 FAX : 028-623-3945

E-MAIL : kougyou@pref.tochigi.lg.jp